No.106　2014/11/15

1 Minute News

TEL　03(6402)9555
FAX　03(6402)9556
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所　〒105-0004　港区新橋 6-19-21　ミドリヤビル 5 階

マイカー通勤等の通勤手当の非課税限度額が変わりました。

Q　マイカーや自転車などを使って通勤するサラリーマンへの通勤手当について、所得税の非課税限度額が変わったそうですが、どのように改正されたのでしょうか？また過去の精算はどのようにして行えばいいのでしょうか？

解説

通勤のために自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。（10 月 20 日施行）

1．　改正の内容

区　　分		課税されない金額	
		改正後	改正前
①　交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月あたりの合理的な運賃等の額（最高限度　10 万円）	
②　自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 キロ以上	31,600 円	24,500 円
	通勤距離が片道 45 キロ以上～55 キロ未満	28,000 円	
	通勤距離が片道 35 キロ以上～45 キロ未満	24,400 円	20,900 円
	通勤距離が片道 25 キロ以上～35 キロ未満	18,700 円	16,100 円
	通勤距離が片道 15 キロ以上～25 キロ未満	12,900 円	11,300 円
	通勤距離が片道 10 キロ以上～15 キロ未満	7,100 円	6,500 円
	通勤距離が片道 2 キロ以上～10 キロ未満	4,200 円	4,100 円
	通勤距離が片道 2 キロ未満	全額課税	
③　交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月あたりの合理的な運賃等の額（最高限度　10 万円）	
④　交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通期手当や通勤用定期乗車券		1 か月あたりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度　10 万円）	

2．　適用時期と交通費の精算方法

この改正は平成 26 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されますが、3 月 31 日までに受けるべき通勤手当で 4 月以降支給される通勤手当は、改正前を適用することとなります。10 月 19 日までに給与所得として源泉徴収されたものは、源泉徴収のやり直しはせず、年末調整で再計算して、精算します。

要するに…

通勤費の非課税限度額の改正がありましたが、電車のみで通勤しているサラリーマンには特に、影響はありません。マイカー通勤等をしている場合は、本年 4 月以降分の通勤手当の精算が発生する可能性がありますので、ご注意ください。